

市 営 住 宅 返 還 届

年 月 日

宮崎市長 殿

住所
 氏名

(入居者との続柄)

市営住宅を返還しますので、次のとおり届け出ます。

1	住 宅 名	宮崎市 宮崎市営住宅 棟	番地 団地 号
2	返 還 の 理 由	自家新築 ・ 親族と同居 ・ 家庭の事情 ・ 転勤 ・ 不便 ・ その他 ()	
3	返 還 年 月 日	年 月 日	
4	移 転 先	住所	移転先電話番号 — — 携帯電話番号 — — 勤務先電話番号 — —
5	検 査 依 頼 年 月 日	年 月 日	午前 時 午後 時
6	そ の 他	返還した住宅に家財等が残っていた場合は、市において処分されても異議有りません。	
備考			
入居敷金		円	
家賃		円	日割家賃額 円
入居年月日		年 月 日	
収入番号		口座振替	有 ・ 無
敷金の還付のある場合は下記口座へ振り込んでください。			
_____銀行・金庫・組合・() _____本店・支店・出張所			
口座番号_____ 名義人(フリガナ) _____			

市 営 住 宅 駐 車 場 返 還 届

年 月 日

宮崎市長 殿

住所
 届出者 氏名


宮崎市営住宅条例第 57 条の規定により準用する同条例第 33 条第 1 項の規定により、次のとおり市営住宅の駐車場を返還しますので届け出ます。

駐車場の区画番号	団地 棟 (区) 番
返 還 の 理 由	<input type="checkbox"/> 退去のため <input type="checkbox"/> 自動車を廃車にしたため <input type="checkbox"/> 自動車を売却したため <input type="checkbox"/> 自動車を譲渡したため <input type="checkbox"/> 市営住宅駐車場以外の駐車場の使用を契約したため <input type="checkbox"/> その他 ()
返 還 年 月 日	年 月 日
備 考	

(注意事項)

- 1 該当する□に **レ** を付けてください。
- 2 当該駐車場で自動車保管場所の使用承諾を得ているときは、所轄警察署において自動車保管場所の変更手続を速やかに行ってください。

市営住宅駐車場使用申込書

年 月 日

宮崎市長 殿

宮崎市営住宅 団地
棟 号

申込者（入居者） 氏 名
電話番号

宮崎市営住宅条例第52条の規定により、次のとおり駐車場の使用を申し込みます。
なお、使用に当たっては、宮崎市営住宅条例及び宮崎市営住宅条例施行規則に規定する事項を遵守します。

団地及び棟（区）の名称	団地 棟（区）		
駐車場の番号	番		
主に使用する者の氏名		入居者の続柄	
メーカー名		車種（通称名）及び車体の色	
※自動車の種別	<input type="checkbox"/> 普通自動車 <input type="checkbox"/> 小型自動車 <input type="checkbox"/> 軽自動車		
※車両表示	自動車の大きさ	長さ	cm 幅
		高さ	cm
	車台番号		
	自動車登録番号又は車両番号／自動車予備検査証番号		

注意事項

- 1 申込みは、入居者がしてください。
- 2 該当する□に✓を付けてください。
- 3 主に使用する者の運転免許証の写し及び駐車場に保管する自動車の自動車検査証の写し又は自動車販売会社の販売証明書を添付してください。
- 4 駐車場に保管する自動車の自動車検査証の写しを添付したときは、※の欄は、記入不要です。

(様式2 第5条第1項関係)

市 営 住 宅 移 転 契 約 書

平成 年 月 日

甲 宮崎市橋通西1丁目1番1号
宮 崎 市 長 戸 敷 正

乙 宮崎市

印

市営住宅建替事業の実施に伴い、宮崎市
(以下「現住所」という。)から宮崎市
(以下「移転先」という。)へ移転することについて、宮崎市(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)との間に次の条項により契約を締結する。
この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通を所有する。

契 約 条 項

(移転)

- 第1条 乙は、現住所から移転先への移転を、平成 年 月 日までに完了しなければならない。
- 2 現住所の住宅が本市市営住宅のとき、乙は自己の所有又は保管する物件のある場合は除去しなければならない。
- 3 乙は移転を完了したときは、5日以内に甲に対し移転完了届を提出しなければならない。

(移転料等)

第2条 甲は、移転料等として金 円を乙に支払うものとする。

(移転料等の前払い)

第3条 乙は、この契約締結後、前金払いとして第2条の金額の一部、又は全部を請求することができる。

(移転料等の支払い)

第4条 甲は、乙が移転を完了したことを確認したときは、第2条の金額から前条の前払金を控除した金額を、乙の請求により、乙に支払うものとする。

(遵守義務)

第5条 甲及び乙は公営住宅法(昭和26年法律第193号)の趣旨にのっとり信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

自動車要件申立書

平成 年 月 日

宮 崎 市 長 殿

住 宅 名	団地 棟 号
届 出 者 氏 名	
電 話 番 号	
駐車場の区画番号	

私の使用する自動車は宮崎市営住宅駐車場管理要綱第3条に規定する自動車の要件に該当しませんが、次の事情がありますので、駐車場の使用を認めてくださるようお願いいたします。

1 該当しない要件(該当しないものの番号に○印つけること。)

- (1) 入居者等又は条例第38条第2項の許可を受けた社会福祉法人等が、所有者
で
あること。
- (2) 自家用自動車であること。
- (3) 自動車の長さが490センチメートル、幅が180センチメートル以下である
こと。

2 事 情

(様式4 第10条関係)

仮住居費助成金申請書

平成 年 月 日

宮崎市長 戸敷 正 殿

住 所 宮崎市

氏 名

印

市営住宅建替事業等に伴い、下記の住宅に仮移転しましたので仮住居費の支給を申請いたします。

記

1 金 円 (月額)

内訳	仮住宅の家賃	—	旧住宅の家賃
	(円)		(円)

※ 47,000円を限度とする。

2 仮住居先 住 所 宮崎市

家 主

3 仮住居入居期間 自 平成 年 月 日
至 建替住宅への入居指定日
(平成 年 月 日予定)

(仮住居の賃貸契約書を添付すること)

No.14

◆移転完了届

宮崎市営住宅建替事業等に関する要綱

様式第3号

(様式3 第5条第2項関係)

移 転 完 了 届

平成 年 月 日

宮崎市長 戸 敷 正 殿

住 所 宮崎市

氏 名 印

市営住宅建替事業等による移転については、次のとおり移転を完了いたしましたのでお届けします。

記

1. 明渡し住宅

イ 市営住宅 団地 棟 号

ロ 民間住宅

2. 移転先

イ 市営住宅 団地 棟 号

ロ 民間住宅

3. 移転完了年月日 平成 年 月 日

上記のとおり、移転を完了したことを確認する。

平成 年 月 日

職 名

氏 名

印

市営住宅緊急時連絡先届出書

No.15
◆市営住宅緊急時連絡先届出書

平成 年 月 日

宮崎市長 殿

現住所

氏 名

印

私は、市営住宅入居申込みにあたり、市内に居住する1名の連帯保証人を確保することができませんでしたので、緊急時の連絡先について、下記のとおり届け出いたします。

記

(緊急時の連絡先)

住 所	
フリガナ 氏 名	
本人との関係	
電話番号	
携帯番号	

※市内に居住する身近な親族の方を優先してご記入下さい。

※連絡先に変更があった場合は、届け出てください。

緊急時の連絡の必要など、万が一の連絡先として、承諾いたします。

_____ 印

(表)

収入印紙
割 印

請 書

年 月 日

宮崎市長 殿

下記市営住宅への入居にあたっては、公営住宅法、宮崎市営住宅条例（以下「条例」という。）、宮崎市市営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）その他関係法令及びこれらに基づく市長の指示事項を堅く守ります。万一これに違反して当該市営住宅の明渡し、原状回復等を命ぜられたときは、直ちにこれに従います。

連帯保証人は入居者と連帯して家賃その他の債務を負担する責に任じます。

なお、この賃貸借関係につき万一訴訟等が生じたときは、宮崎市役所の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の裁判所とすることに合意いたします。

記

所 在 地	宮崎市		
住 宅 名	団地 棟 号		
家 賃	月額 金	円	敷 金 金 円
入 居 者	現 住 所		
	氏名・生年月日	フリガナ	年 月 日生
連 帯 保 証 人	現 住 所	〒	電話番号 ()
	氏 名 生年月日	フリガナ 実印	入居者との続柄又は関係
	勤 務 先	(所在地) (名 称)	電話番号 ()
連 帯 保 証 人	現 住 所	〒	電話番号 ()
	氏 名 生年月日	フリガナ 実印	入居者との続柄又は関係
	勤 務 先	(所在地) (名 称)	電話番号 ()

備考

- 1 連帯保証人の印鑑証明書及び市町村長が発行した所得証明書を添付すること。
- 2 連帯保証人は宮崎市内に居住し、独立の生計を営み、かつ入居者と同等以上の収入を有する保証能力の確実な方に限ります。
- 3 裏面の留意事項をよく読んでください。

(裏)

市営住宅使用上の主な留意事項

- 1 収入の申告
入居者は、条例第 13 条第 1 項の規定により、毎年度、収入を申告しなければなりません。
- 2 家賃
家賃は、申告された収入に基づいて、毎年 4 月に変更します。申告がない場合は、近傍同種の住宅の家賃（最も高い家賃）となります。
家賃は、毎月末日までに、その月分を納入しなければなりません。原則として口座振替により納付してください。なお、口座振替による領収の通知をしませんので、あらかじめ御承知おきください。
- 3 市営住宅の明渡し
公営住宅等に引き続き 3 年以上入居している場合において収入基準を超過した方は、公営住宅等を明け渡すように努めてください。また、公営住宅等に引き続き 5 年以上入居している場合において高額所得者となった方又は次のいずれかに該当する方には、市営住宅の明渡しを請求することがあります。
 - (1) 入居者が不正な行為によって入居したとき。
 - (2) 入居者が家賃を 3 か月以上滞納したとき。
 - (3) 入居者が市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
 - (4) 入居者が正当な理由がなく 15 日以上市営住宅を使用しないとき。
 - (5) 入居者が条例第 19 条から第 26 条までの規定に違反したとき。
 - (6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
 - (7) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- 4 入居することができる者
この決定により入居することができる者は、市営住宅入居申込書(様式第 1 号)記載の者に限ります。
- 5 承認申請等
次の場合は市長の承認等が必要であり、これらが無断で行った場合は市営住宅の明渡しを請求することになりますので、あらかじめ必要な手続きをしてください。
 - (1) 15 日以上市営住宅を使用しないとき。
 - (2) 入居時の同居親族以外の者を同居させようとするとき。
 - (3) 入居者が死亡又は退去したときに同居していたものが引き続き居住をするとき。
 - (4) やむを得ない理由により市営住宅の一部の用途を併用する場合
 - (5) 市営住宅を模様替し、若しくは増築し、又は工作物の設置をする場合であって、原状回復又は撤去が容易な場合
- 6 届出
出生、死亡、転出などにより同居親族に変更があった場合には市への届出が必要です。
- 7 禁止事項
 - (1) 市営住宅を他の者に貸し、又は入居の権利を譲渡すること。
 - (2) 市営住宅、共同施設及びその敷地で、犬猫等の動物を飼養すること。
 - (3) 市営住宅及び共同施設の敷地内で指定された場所以外の場所に自動車を置くこと。
 - (4) 市営住宅を営業、他人の迷惑になるような集会その他住宅以外の用途に使用すること。
 - (5) 市営住宅、共同施設及びその敷地に保安上危険な物や衛生上有害な物を持ち込むこと。
 - (6) 市営住宅の内外を問わず、無断で増築、模様替及び工作物の設置をすること。
 - (7) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為
- 8 入居者の保管義務等
 - (1) 市営住宅の畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用は入居者の負担とします。
 - (2) 市営住宅の使用に当たっては、必要な注意を払い、これらを正常な状態で維持しなければなりません。
 - (3) 入居者は、市職員が市営住宅管理に必要な範囲で行う市営住宅の立入検査又は工事の施工を拒むことはできません。
- 9 市営住宅の返還
市営住宅を返還する場合は、返還する日前 5 日までに届け出て、検査を受けなければなりません。
- 10 その他
公営住宅法、条例、規則その他関係法令及びこれらに基づく市長の指示事項を厳守してください。

収 入 申 告 書

宮崎市長 殿

宮崎市営住宅条例第13条第1項の規定により、前年（1月1日から12月31日まで）の収入等を次のとおり申告します。

住 宅 名	団 地 棟 号		
フリガナ		提 出 日	年 月 日
入居者氏名		電 話 番 号	
来年度の収入申告書に私及び同居者の市県民税の所得等の情報を印字することに (同意します・同意しません)。			

	氏 名		性別	続柄	勤務先又は職業 勤務先電話番号		所得の種類			総所得額	特 扶	老 扶	障 が い	特 障	寡 ふ	備 考	
	生年月日				給与	事業	その他										
入 居 者							給与	事業	その他								
							給与	事業	その他								
							給与	事業	その他								
							給与	事業	その他								
							給与	事業	その他								
							給与	事業	その他								
							給与	事業	その他								
							給与	事業	その他								
別 居 扶 養 者	/																

注意事項

- 「総所得額」欄に金額が印字されている方については、所得証明書等の収入を証する書類の提出は必要ありません。
- 印字されている金額が正しくない方や、障がい等の控除を受ける方は、証明書類等の提出が必要となります。
- その他記入に当たっては、別紙をお読みください。

市 営 住 宅 同 居 承 認 申 請 書

年 月 日

宮崎市長 殿

宮崎市営住宅 団地

棟 号

申請人



局 番

上記住宅に次の者を同居させたいので申請します。

1 同居希望者

氏 名	続柄	生年月日	勤 務 先 又 は 学 校 名

2 同居理由

※ 添付書類

- 1 同居させる者の過去1年における収入を証明するもの（様式は、住宅課所定）
- 2 市町村長が発行する同居させる者の所得証明書
- 3 入居者と同居させる者の続柄を確認できる戸籍謄本等
- 4 その他必要な書類

住宅家賃完納証明願

1	住宅の所在地	
2	団地名 棟室番号	団地 棟号
3	住宅の貸主 住所	
4	入居契約者氏名	
5	住宅家賃	円
6	使用目的	

上記の者が、納期限の到来している住宅家賃について完納していることを証明願います。

年 月 日

申請人

住所 _____

氏名 _____ 印

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

_____ 印

退職(予定)証明書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

退職(予定)年月日 平成 年 月 日

上記のとおり退職

したこと
予定であること

 を証明します。

平成 年 月 日

所在地

名 称

代表者名

印

誓約書

平成 年 月 日

宮崎市長 戸敷 正 殿

住所 _____

氏名 _____ 印

私は、市営住宅 _____ 団地 _____ 棟 _____ 号の入居中において
は、次の行為を一切しないことを誓約いたします。

万一、これに違反した場合は、直ちに市営住宅を明け渡します。

記

- 1 市営住宅、共同施設及びその敷地内で、犬猫等の動物を飼養すること。
- 2 指定された場所以外に自動車等、交通の支障となる物を置くこと。
- 3 市営住宅を他人の迷惑となるような集会その他居住以外の用途に使用すること。
- 4 市営住宅、共同施設及びその敷地内に、保安上危険な物又は衛生上有害なものを持ち込むこと。
- 5 前各号に定めるもののほか、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為。

様式1

連帯保証人選任の猶予申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

住所

申請人

印

私は、 _____ にあたり、連帯保証人を探す努力をしましたが下記の理由により、連帯保証人 _____ 名を見つけることができませんでした。

つきましては、 _____ 手続きにおいて、連帯保証人 _____ 名の選任を猶予していただくよう申請します。

なお、引き続き連帯保証人を探すとともに、連帯保証人を引き受けてくれる人が見つかった場合には、すみやかに連帯保証人をたてることを誓約します。

また、今回の申請で事実と異なる記載があった場合は、市営住宅の使用許可を取り消されても異議ありません。

記

.....

.....

.....

.....

.....

市営住宅入居報告書

年 月 日

宮崎市長 殿

団地 棟 号

氏 名

電話番号

携帯番号

印

私は、 年 月 日上記住宅に入居しましたので、報告します。
 また、室内等を点検しましたが、別紙以外は異常を認めませんでした。
 なお、入居後は下記の事項を厳守します。

入居者及び同居者	氏 名	続柄	勤 務 先 等	電 話
		本人		

記

- 宮崎市営住宅条例及び宮崎市営住宅条例施行規則に規定する事項を遵守すること。
 - 口座振替日（月末）の前日までに、口座振替申出をした市の指定金融機関等の口座に家賃を入金すること。
 - 無断で模様替、増築、器具の取付け等はしないこと。
 - 犬、猫、ハト等動物の飼育はしないこと。
 - 水道、建具、電気等の軽微な修繕は、入居者の負担において行うこと。
 - 市営住宅を退去するときは、その5日前までに市営住宅返還届（様式第31号）を提出するとともに、畳等の修理及び取替えの指示があったときは、その指示に従うこと。
 - その他市において定めた事項
- ※ この報告書は、入居した日から起算して14日以内に提出してください。

氏名

異常箇所	異常の内容

異常箇所説明図（位置等）

--

記入要領等

- 次に例示するような異常のほか、ささいな異常と思われることでも記入してください。
 - 畳の表替え等がされていない場合
(畳の裏返しがされている場合も記入すること。)
 - 室内壁のはく離、落書き、手あか等
 - ガラス、鍵、床板、風呂ガス釜、ドア等の破損
- この報告書は、退去時の退去者負担補修範囲を決める証拠となるものですから、必ず提出してください。提出がないときは、異常がなかったものとみなします。